

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成29年4月1日現在）

< 行政職給料表 >

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階	
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)		
1級	定型的な業務を行う職務	390	18.4	事務員	213	390	18.4	事務員級	
				保育士	67				
				技術員	86				
				保健師	20				
				管理栄養士	4				
				計	390				
2級	高度な知識又は経験を必要とする職務	371	17.5	書記	271	371	17.5	書記級	
				技手	100				
				計	371				
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする職務	468	22.1	主事	246	468	22.1	主事級	
				技師	67				
				再任用フルタイム	78				
				再任用短時間	74				
				指導員	3				
				計	468				
4級	(1) 係長又は主任の役名が冠せられた職員が従事する職務 (2) 各事業所の長のうち6級の項第2号及び7級の項第2号の長以外の長の職務	577	27.2	係長	413	577	27.2	主任・係長級	
				保育所長	21				
				青少年センター所長	1				
				環境監視センター所長	1				
				主任	101				
				再任用フルタイム	7				
				公民館長（中央公民館長を除く）	3				
				指導主事	28				
				管理主事	2				
				計	577				
5級	課長補佐の役名が冠せられた職員が従事する職務	79	3.7	課長補佐	77	79	3.7	課長補佐級	
				総括	2				
				計	79				
6級	(1) 課長の役名が冠せられた職員が従事する職務 (2) 各事業所の長のうちその職務が困難な事務又は業務を行うものであるものの当該職務 (3) 委員会等の各事務局（以下「各事務局」という。）の長のうち7級の項第3号及び8級の項第2号の長以外の長の職務	164	7.7	課長	149	164	7.7	課長級	
				地域研究史料館長	1				
				阪急塚口サービスセンター所長	1				
				保健センター所長	1				
				衛生研究所長	1				
				地方卸売市場長	1				
				クリーンセンター所長	1				
				北部浄化センター所長	1				
				中央図書館長	1				
				中央公民館長	1				
				事務長	3				
				次長	3				
				計	164				
7級	(1) 部長の役名が冠せられた職員が従事する職務 (2) 各事業所の長のうちその職務が特に困難な事務又は業務を行うものであるものの当該職務 (3) 各事務局の長のうちその職務が困難な事務又は業務を行うものであるものの当該職務	55	2.6	部長	42	55	2.6	部長級	
				室長	1				
				会計管理者	1				
				福祉事務所長	1				
				監査事務局長	1				
				選挙管理委員会事務局長	1				
				次長	3				
				署長	4				
				教育総合センター所長	1				
				計	55				
8級	(1) 局長の役名が冠せられた職員が従事する職務 (2) 各事務局の長のうちその職務が特に困難な事務又は業務を行うものであるものの当該職務	15	0.7	局長	11	15	0.7	局長級	
				議会事務局長	1				
				教育次長	2				
				参与	1				
				計	15				
合計		2,119	100.0						

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成29年4月1日現在）

< 教育職給料表（一） >

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
1級	(1) 市立高等学校の助教諭、養護助教諭、実習助手又は講師である職員が従事する職務 (2) 市立特別支援学校の実習助手である職員が従事する職務	39	21.2	助教諭	0	39	21.2	講師級
				養護助教諭	0			
				実習助手	11			
				講師	28			
				計	39			
2級	市立高等学校の教諭又は養護教諭である職員が従事する職務	134	72.8	教諭	131	134	72.8	教諭級
				養護教諭	3			
				計	134			
3級	市立高等学校の主幹教諭である職員が従事する職務	5	2.7	主幹教諭	5	5	2.7	主幹教諭級
				計	5			
4級	市立高等学校の教頭である職員が従事する職務	4	2.2	教頭	4	4	2.2	教頭級
				計	4			
5級	市立高等学校の校長である職員が従事する職務	2	1.1	校長	2	2	1.1	校長級
				計	2			
	合計	184	100.0					

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成29年4月1日現在）

<教育職給料表（二）>

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	市立幼稚園の助教諭、養護助教諭又は 講師である職員が従事する職務	18	24.0	助教諭	0	18	18	24.0	講師級
				養護助教諭 講師	0 18				
				計	18				
2級	市立幼稚園の教頭、教諭又は養護教諭 である職員が従事する職務	46	61.3	教頭	9	37	37	49.3	教諭級
				教諭 養護教諭	31 6				
				計	46	9	12.0	教頭級	
3級	市立幼稚園の園長である職員が従事す る職務	11	14.7	園長	11	11	11	14.7	園長級
				計	11				
合計		75	100.0						

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成29年4月1日現在）

< 消防職給料表 >

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士の階級にある職員が従事する職務	96	23.4	消防士	96	96	23.4	消防士
				計	96			
2級	消防士長の階級にある職員が従事する職務	122	29.7	消防士長	122	122	29.7	消防士長
				計	122			
3級	消防司令補の階級にある職員が従事する職務	115	28.0	主任	115	115	28.0	主任
				計	115			
4級	消防司令の階級にある職員が従事する職務（5級の項に掲げる職務を除く。）	64	15.6	係長	51	64	15.6	主任・係長級
				計	64			
5級	消防司令の階級にある職員が従事する職務で、高度な技能又は経験を必要とするもの	3	0.7	課長補佐	3	3	0.7	課長補佐
				計	3			
6級	消防司令長の階級にある職員が従事する職務	11	2.7	課長	4	11	2.7	課長級
				計	11			
合計		411	100.0					

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成29年4月1日現在）

< 医療職給料表 >

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	
1級	係長の役名が冠せられた職員が従事する職務	1	33.3	係長	1	1	33.3	係長級
				計	1			
2級	課長の役名が冠せられた職員が従事する業務	0	0.0		0	0	0.0	課長級
				計	0			
3級	部長の役名が冠せられた職員が従事する業務	1	33.3	次長	1	1	33.3	部長級
				計	1			
4級	局長の役名が冠せられた職員が従事する業務	1	33.3	医務監	1	1	33.3	局長級
				計	1			
合計		3	100.0					

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成29年4月1日現在）

< 任期付職給料表 >

等級	職員の区分	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職務名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	保育士の職務名が冠せられた職員	15	100.0	保育士	15	15	100.0	係員級
				計	15			
	合計	15	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成29年4月1日現在）

< 技能労務職給料表 >

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能員、自動車運転手、作業員、調理師、業務員、用務員、家庭奉仕員又は校務員の職務名が冠せられた技能労務職員が従事する職務（以下「技能員等の職務」という。）で定型的なもの	1	0.3	作業員	1	1	0.3	1級技能員級
				計	1			
2級	技能員等の職務で高度の技能又は経験を必要とするもの	8	2.4	技能員	1	8	2.4	2級技能員級
				作業員	4			
				校務員	3			
				計	8			
3級	技能員等の職務で特に高度の知識又は経験を必要とするもの	232	69.5	技能員	27	232	69.5	3級技能員級
				自動車運転手	54			
				作業員	45			
				調理師	38			
				校務員	51			
				再任用フルタイム	9			
再任用短時間	8							
				計	232			
4級	技能長等の職務又は作業主任の職務名が冠せられた技能労務職員が従事する職務	93	27.8	技能長	1	93	27.8	主任・係長級
				作業長	43			
				作業主任	49			
				計	93			
合計		334	100.0					

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成29年4月1日現在）

< 企業一般職給料表（水道局） >

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	25	16.4	事務員	9	25	16.4	事務員級
				技術員	16			
				計	25			
2級	高度な知識又は経験を必要とする職務	31	20.4	書記	15	31	20.4	書記級
				技手	16			
				計	31			
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする職務	42	27.6	主事	14	42	27.6	主事級
				技師	14			
				再任用フルタイム	3			
				再任用短時間	11			
				計	42			
4級	係長又は主任の役名が冠せられた職員が従事する職務	37	24.3	係長	29	37	24.3	主任・係長級
				主任	7			
				再任用フルタイム	1			
				計	37			
5級	課長補佐の役名が冠せられた職員が従事する職務	4	2.6	課長補佐	4	4	2.6	課長補佐級
				計	4			
6級	課長又は場長の役名が冠せられた職員が従事する職務	10	6.6	課長	9	10	6.6	課長級
				場長	1			
				計	10			
7級	部長の役名が冠せられた職員が従事する職務	3	2.0	部長	3	3	2.0	部長級
				計	3			
8級	次長の役名が冠せられた職員が従事する職務	0	0.0	次長	0	0	0.0	局長級
				計	0			
合計		152	100.0					

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。



等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成29年4月1日現在）

< 企業技能労務職給料表（水道局） >

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	0	0.0	作業員、サービス員、電機操作員	0	0	0.0	1級 作業員級
				計	0			
2級	高度な知識又は経験を必要とする職務	0	0.0	作業員、サービス員、電機操作員	0	0	0.0	2級 作業員級
				計	0			
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする職務	1	6.7	作業員、サービス員、電機操作員	1	1	6.7	3級 作業員級
				計	1			
4級	作業主任の職務名が冠せられた職員 が従事する職務	14	93.3	作業員、サービス員、電機操作員	14	14	93.3	作業 主任級
				計	14			
合計		15	100.0					

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成29年4月1日現在）

< 企業一般職給料表（公営事業局） >

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	5	19.2	事務員	4	5	19.2	事務員級
				技術員	1			
				計	5			
2級	高度な知識又は経験を必要とする職務	3	11.5	書記	3	3	11.5	書記級
				計	3			
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする職務	2	7.7	主事	1	2	7.7	主事級
				再任用短時間	1			
				計	2			
4級	係長又は主任の役名が冠せられた職員が従事する職務	9	34.6	係長	7	9	34.6	主任・係長級
				主任	2			
				計	9			
5級	課長補佐の役名が冠せられた職員が従事する職務	3	11.5	課長補佐	3	3	11.5	課長補佐級
				計	3			
6級	課長の役名が冠せられた職員が従事する職務	3	11.5	課長	3	3	11.5	課長級
				計	3			
7級	所長の役名が冠せられた職員が従事する職務	0	0.0	所長	0	0	0.0	部長級
				計	0			
8級	局長の役名が冠せられた職員が従事する職務	1	3.8	局長	1	1	3.8	局長級
				計	1			
合計		26	100.0					

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。